

第1 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係（新・再）

印

整理番号

利用権の設定を受ける者の住所及び氏名 (A)	(住所)	TEL	(自治会・班)	(氏名又は名称)	(年齢)	(印)
利用権を設定する者の住所及び氏名 (B)	(住所)	TEL	(自治会・班)	(氏名又は名称)	(年齢)	(印)

所在		地目		面積 ㎡	設定する利用権 (D)				備考	
		地番	登記簿 現況		利用権の種類 (○で囲む)	内容	始期	存続期間 (終期)		借賃 (円)
大字	字									
					水田			10aあたり	A	月払現金
					普通畑			円/年		
					飼料畑				B	月 振込
					樹園地					
					農業用 施設用地			(年間)全部で	C	月 直接
					その他			円/年		

利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)

利用権を設定する土地の (B)以外の権原者等 (F)

土地の所在	住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
大字	字	地番			

この計画に同意する。 年 月 日

利用権の設定を受ける者

住所・同上 氏名 (印)

利用権を設定する者

住所・同上 氏名 (印)

利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の
使用収益権を有する者

住所 氏名 (印)

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権の設定する者が異なる場合は整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (C)欄は、大字別に記載する。
- (3) (C)欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きとする。
- (4) (D)欄の「利用権の種類」は、「賃貸借」等と記載する。
- (5) (D)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用(畜舎)として利用等)を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間も併記する。
- (6) (D)欄の「存続期間」(終期)は、「〇年」又は「〇年〇月〇〇日」(始期)から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (7) (D)欄の「借賃」は当該土地の一年分の借賃(期間借地の場合には利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
- (8) (D)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎年〇〇月〇〇日までに〇〇農協の貯金口座に振り込む等)を記載する。
- (9) (E)欄は、(D)欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」と記載する。
- (10) (F)欄は、(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- (11) 同意については、(A)欄、(B)及び(F)欄に同意印を押すことによってかえることができる。
- (12) 備考欄は、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。
- (13) 農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受け、その者を代理して利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)を行う場合には利用権設定等委任契約書の写しを添付する。

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の支払猶予
利用権を設定するもの（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受けるもの（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることが出来ない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (2) 借賃の減額
利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額なるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が整わないときは、農業委員会が認定した額とする。
- (3) 解約に当たっての相手方の同意
甲及び乙は1の各筆明細定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (4) 転貸又は譲渡
乙はあらかじめ町に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行なうことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (6) 租税公課の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
- (7) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、現状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき土地改良事業により支出した有益費については、増加額）の償還を請求することができる。
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が整わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする。
- (8) エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き目的物の返還に際し、名目の如何を問わず返還の代償を請求してはならない。
(8) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (9) 利用権取得者の責務
乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならぬ。
- (10) その他
この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	氏名又は名称	性別	年齢	農作業従事日数	日
利用権の設定等を受ける土地の面積	利用権の設定等を受けるものが耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (A) m ²	利用権の設定等を受ける者の世帯主(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)		農作業従事者 (年間延日数)	日
		世帯員 (構成員)	農業従事者 (うち15才以上60才未満の者)		
農地	面積 (B) m ²	利用権の設定等を受ける者の主たる経営作物 (C)		農業専従員 (人) 農主として農業に従事する者 (人) 補助者として農業に従事する者 (人)	雇用労働力 (年間延日数)
		水稻 野菜 果樹 たばこ 茶 施設園芸	肉用牛 豚 乳用牛 肥育牛 鶏 その他		
採草地	農地	男	農業専従員	() 人	人
放牧地	採草地	女	農主として農業に従事する者	() 人	人
その他	放牧地		補助者として農業に従事する者	() 人	人
利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)			
種	種類	数	量	種	数量
肉用牛				トラクター	
豚				耕うん機	
乳用牛				田植機	
肥育牛				コンバイン	
鶏				バインダー	

(記載注意)

- (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれ合算して面積を記入する。
- (3) (C) 欄は、主たる経営作物を「水稻」「果樹」「養豚」「酪農」「肉用牛」「施設園芸」等を記載する。
- (4) (D) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。
- (5) (F) 欄の「主な農機具の所有の状況」は、リースも含む。なお、リースにおいては () 括弧書きで台数を記載する。